

## 技術提案書作成要領

### 1 用語の定義

- (1) 管理技術者 「建築設計業務委託契約書(案)(資料4)」第15条に規定する管理技術者をいう。
- (2) 主任担当技術者 管理技術者の下で、各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。なお、各分担業務分野は、建築(総合)、建築(構造)、電気設備及び機械設備とする。

### 2 業務実施上の条件

- (1) 管理技術者は、青森県建築設計業務委託特記仕様書(案)(資料2)Ⅱ業務仕様 3. 管理技術者等の資格要件(1)管理技術者の要件を満たす必要がある。
- (2) 提出書類に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできない。なお、変更する場合には前任者と同等以上の資格及び実績を有する者とする。

### 3 技術提案書の作成

#### (1) 提出書類

資料1-5様式3から様式8まで用紙(用紙サイズは資料1-5記載による。)の片面使用とする。なお、様式に記載されている備考は、提出の際、削除すること。

#### (2) 記入要領及び注意事項

##### ア 共通事項

- (ア) 文字の大きさは11ポイント以上とする。ただし、タイトルに使用する文字の大きさは14ポイント以上とする。
- (イ) 記載する業務実績は、平成23年5月1日以降に完了した業務を記載すること。また、施設用途・名称、構造・規模、設計完了年月が確認できる、業務実績情報システム(T E C R I S)の業務カルテや公共建築設計者情報システム(P U B D I S)の業務カルテ等の写しを添付すること。
- (ウ) 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。
- (エ) 平面図、立面図等の具体的な建築図面の作図及び提出は認めない。ただし、配置や動線等の考え方を示すゾーニング図、概念図(バブルダイアグラム等)による表現は可とする。
- (オ) 文章を補完するパース等のイメージ図における視覚的表現については、必要最小限の範囲においてのみ認める。なお、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易ではない表現は認めない。(別紙参照)
- (カ) 模型の作成は認めない。
- (キ) 技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容の評価することが基本であり、文章を補完するパース等のイメージ図における視覚的表現については、見覚えや精度で差

をつけて評価することはない。

(ク) 説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分（例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合）は、評価対象とならない。

(ケ) 本要領において不可とされている事項及び視覚的表現の表現方法が許容範囲を超えていると判断される場合は、当該提案課題に係る評価点から、その1/2を減点する。

#### イ 同種業務・類似業務

技術提案書に記載する同種・類似業務とは以下の業務とする。

##### (ア) 同種業務

児童福祉施設（児童福祉法第7条第1項の児童福祉施設のうち助産施設、保育所、幼保連携認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、里親支援センターを除く）（R6年国土交通省告示第8号別添2の建築物の類型（以下「告示」という。）第11号）又は寄宿舍（告示第6号）の新增改築又は大規模改修（建築及び設備が含まれるもの）の設計業務のうち、その対象規模が1千平方メートル以上のものをいう。

##### (イ) 類似業務

小中学校（告示第7号）の新增改築又は大規模改修（建築及び設備が含まれるもの）の設計業務のうち、その対象規模が2千平方メートル以上のものをいう。

#### ウ 様式4

(ア) 資格欄には、担当分野に応じた資格（一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、建築設備士等）を記載するほか、免許証等（保有を示すもの。）の写しを添付すること。

(イ) 主な業務実績には、同種業務、次に類似業務を記載すること。

#### エ 様式5

本業務を実施するに当たっての「業務の実施方針」、「取組体制」、「設計チームの特徴」、「特に重視する設計上の配慮事項」、「その他の業務実施上の配慮事項」等を、A3（日本産業規格（JIS））1枚に簡潔に記載すること。

#### オ 様式6

募集公告4（2）に掲げる技術提案課題に対する考え方について、A3（日本産業規格（JIS））2枚以内で記載すること。

#### カ 様式7

業務の一部を再委託する場合に提出する。

#### キ 様式8

新たな分担業務分野を追加する場合に提出する。

## 4 技術提案書の提出

### (1) 提出部数

ア 正本1部

イ 提出様式及び実績等を証明する資料はすべてPDFとすること。

### (2) 提出期限等

ア 提出期限 令和8年7月15日（水）12時まで

- イ 提出場所 募集公告文5(1)に同じ
- ウ 提出方法 電子メール、CD-R等を持参

(3) その他

- ア 技術提案書の提出は、1者につき1案とする。
- イ 要求する内容を逸脱した技術提案書を提出した場合は、失格となることがある。
- ウ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された技術提案書を無効とする。
- エ 提出した書類の追加、差し替え、変更は認めない。また、返却も行わない。
- オ ヒアリングの開催時間及び場所については、技術提案書提出受付後に別途通知する。

## 許容される表現と許容されない表現の例

## (1) 配置イメージ図

許容される例	許容されない例
敷地内の人や車の動線、建物の配置・ゾーニングの考え方等について、説明文を補足するために、バブルダイアグラム等で表現された配置イメージ図、ゾーニング図。一定の尺度で建物の形状が表現されていてもよい。また、簡易に周辺地域が表現されていてもよい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物外周部について建築図面に該当する精緻に描きこみがされているもの。</li> <li>・高度なレンダリングによる屋根材、舗装材等の材質が細部に描き込まれたもの。</li> <li>・「平面イメージ図」で許容されていないものが表現されているもの。</li> </ul>

## (2) 平面イメージ図

許容される例	許容されない例
建物内の人の動線や室の位置関係・ゾーニングの考え方などについて説明文を補足するために、バブルダイアグラム等で表現された平面イメージ図、ゾーニング図。必要な範囲で建物の形状、建物内の機能別のゾーンや交通部分の位置が表現されていてもよい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各室の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や形状、壁厚及び扉や窓の開き勝手等が具体的に表現されたもの。</li> <li>・高度なレンダリングによる床材や壁材等の材質が細部に描き込まれたもの。</li> </ul>

## (3) 外観イメージ図（立面・鳥瞰）

許容される例	許容されない例
景観への配慮等、建物の外観に係る要素が技術提案課題の説明に必要な場合に、建物や周辺環境との関係や考え方等について、説明文を補足するための外観イメージ図。建物の配置やボリューム及び簡易な着色によるファサードの表現がされていてもよい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案課題の説明に必要なとみなされない、ヒアリング等で説明がされないもの。</li> <li>・簡易な着色以外のファサードの表現。例えば、高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシ等の割付け、周辺環境の精緻な描き込みの表現。</li> </ul>

## (4) 内観イメージ図

許容される例	許容されない例
室内空間の考え方についての説明文を補足するための内観イメージ図。内部空間の形状が表現されていてよいが、描き込みは簡易な表現とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案課題の説明に必要なとみなされない、ヒアリング等で説明がされないもの。</li> <li>・高度なレンダリングによる、仕上げ材や家具・調度品の素材の質感、細部の形状等、描き込みが簡易でない表現。</li> </ul>

(5) その他

- ・具体的な参考例については、大臣官房官庁営繕部平成30年4月2日付け事務連絡「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」3 許容される表現と許容されない表現の具体例による。